

官庁営繕部における防災業務の目的と全体像

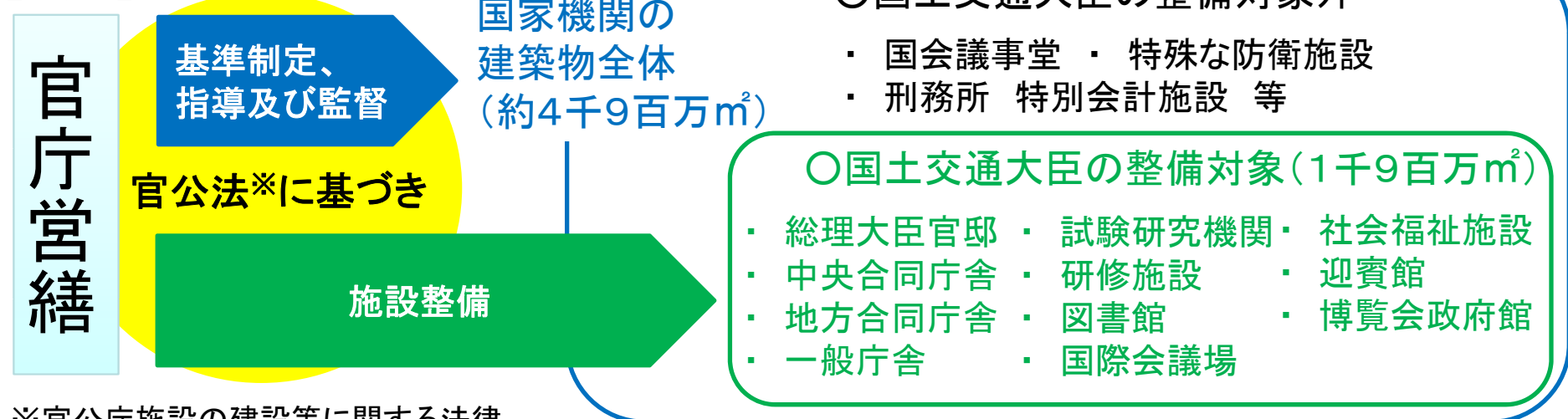
資料1-1

官庁営繕行政の目的と役割

【目的】 国家機関の建築物等について、
災害を防除し、公衆の利便と公務の能率増進を図る
「庁舎を、国民の公共施設として、親しみやすく、便利で、かつ、安全なものに」

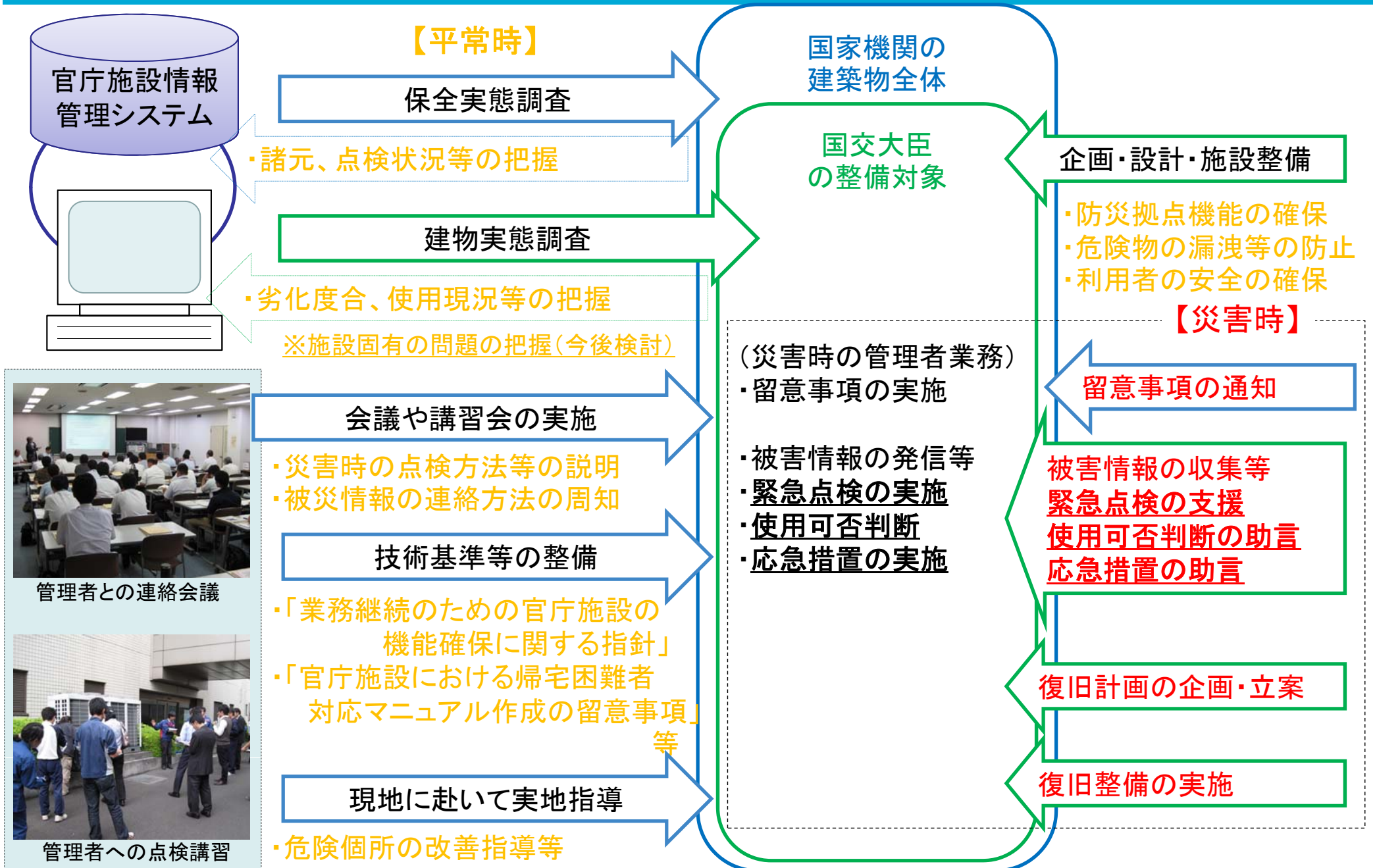
災害の防除	<ul style="list-style-type: none">● 災害に対して安全・堅固● 入居機関の機能に応じた災害対策拠点機能の確保
公衆の利便	<ul style="list-style-type: none">● 利用しやすい位置に集約化● 高齢者等を含む全ての公衆にとって利用しやすい
公務の能率増進	<ul style="list-style-type: none">● 狭あいを解消● 照明・空調・情報通信設備等の執務環境の確保

【役割】



※官公庁施設の建設等に関する法律

官庁営繕部における防災業務の目的と全体像



災害時における情報収集・伝達の課題と検討スケジュール

資料1-2

課題

平成25年度

平成26年度

官庁営繕の報告様式と各省庁の施設管理者による報告様式が共通でないため、とりまとめにあたり、**転記・集計作業が発生**

様式に、災害応急対策を行う上で必ずしも必要としない項目も含まれる、または、必要な項目が不足するなど**内容に過不足**がある。

各施設の施設管理者では庁舎の**各部位の被災状況を詳細に、網羅的に、点検・報告を行うことが困難**

応急対策活動期に全ての報告対象施設に対して情報収集を行っており、**施設管理者及び職員の負担が大きい**。

発災後、電話やFAXが不通となった場合、各省庁との**情報のやりとりが困難**

情報の収集先が、一次出先や現地庁など、**各省庁によって様々**

被災状況の新報告様式の作成

災害時における信頼性の高い通信手段を用いた、情報収集・伝達の方策を検討

各省各庁の意見を踏まえた報告様式の改善

BCP指針における発災時チェックシート改定等

優先対応施設の設定

被災情報の効率的かつ確実な収集に向けた情報共有ルールの検討

平成26年度検討会の進め方

H25年度

- ・第1回検討会を12月24日、第2回を2月20日に開催。
- ・施設管理者による業務継続可否の判断や、整備局等による効率的な転記・集計等に資する被災状況報告の新様式の作成等に関する検討。

H26年度

検討会

10月28日

第3回

- ・報告様式の改善点
- ・優先対応施設の設定
- ・発災時チェックシート改定等の方針
- ・情報共有ルールの検討方針 等に関する検討

各省各庁の業務内容等に即したものに
するようアンケートを実施。

12月

第4回

- ・発災時チェックシート改定等の検討状況
- ・情報共有ルールの検討状況
- ・情報収集機能を代替する仕組み等検討方針 等に関する検討

整備局等の業務内容等に即したものに
するようアンケートを実施。

2月

第5回

- ・発災時チェックシート改定案等
- ・情報共有ルールの改定案
- ・情報収集機能を代替する仕組み検討案 等に関する検討

情報共有のルールについて各省各庁と合意形成

報告様式について、各チェック項目の記入にあたり判断が難しい内容や報告要領の記載内容への意見・改善点について、各省各庁に対してアンケートによる意見聴取を実施。主な意見を以下に抜粋。
(アンケートは23省庁の営繕担当官を窓口として実施。)

■建物調査の可否に係る事象の把握

0. 人的被害等

項目	被害の状況	
① 人的被害	<input checked="" type="radio"/> 無し	<input type="radio"/> 【あ】有り
② 火災	<input type="radio"/> 無し	<input checked="" type="radio"/> 有り (<input type="checkbox"/> 【い】煙 <input type="checkbox"/> 【う】火災 <input type="checkbox"/> 【え】ガス臭 <input checked="" type="checkbox"/> 【お】油漏れ)
③ 浸水	<input type="radio"/> 無し	<input checked="" type="radio"/> 有り (<input checked="" type="checkbox"/> 【か】浸水 <input type="checkbox"/> 【き】周辺道路浸水)
建物調査可否の判定	<input checked="" type="radio"/> 可	<input type="radio"/> 【0】不可

各省各庁からの主な意見

・選択肢が「火災」と「浸水」のみであるが、「その他」の災害もわかった方が良いのではないか。

・本項目は、建物調査の可否に係る事象の報告を求めるものであるため、**幅広く選択肢を設ける**こととする。
(周辺地域の液状化、その他(原子力災害や火山災害による立入禁止区域の設定)等)

■施設管理者による被害の程度(著しい、部分的)や判定(可、要注意)等の使い分けが難しい

2. 建物外部の被害

項目	被害の状況	
① 構造躯体	<input type="radio"/> 無し	<input checked="" type="radio"/> 有り (<input checked="" type="checkbox"/> 【す】コンクリートの部分的ひび割れ、剥離 <input type="checkbox"/> 【せ】コンクリートの著しいひび割れ、鉄筋露出 <input type="checkbox"/> 【そ】鉄骨柱梁・筋交いの部分的変形、亀裂 <input type="checkbox"/> 【た】鉄骨柱梁・筋交いの著しい変形、破断)
② 落下危険物	<input type="radio"/> 無し	<input type="radio"/> 有り (<input checked="" type="checkbox"/> 【ち】窓枠・ガラスの歪み、ひび割れ <input type="checkbox"/> 【つ】窓枠・ガラスの落下の恐れ <input checked="" type="checkbox"/> 【て】外装材のひび割れ、剥離 <input type="checkbox"/> 【と】外装材の顕著なひび割れ、剥離 <input type="checkbox"/> 【な】看板・機器類の傾斜 <input type="checkbox"/> 【こ】看板・機器類の落下の恐れ)
③ その他	<input type="radio"/> 無し	<input type="radio"/> 【ぬ】有り
立入可否の判定	<input type="radio"/> 可	<input checked="" type="radio"/> 要注意

各省各庁からの主な意見

・被害の状況の回答にあたり、「著しい」、「顕著な」、「部分的」といった程度の判断が難しい。
・「落下の恐れ」の判断が難しい。
・立入可否や業務継続可否判断における「要注意」の判断基準がわからない

・用語の見直し
・新報告様式に即し、写真や図等を用いて、**判断根拠の参考になる説明資料を作成**。

3. 建物内部・ライフラインの被害 ※「0. 人的被害等」に該当するものが明らかになった場合は、0に記入して下さい。

業務継続可否の判定	<input type="radio"/> 【3】可	<input checked="" type="radio"/> 【4】要注意	<input type="radio"/> 【5】不可
-----------	----------------------------	---	-----------------------------

報告様式の改善点(参考)

各省各庁からのその他の意見(参考)

■その他報告様式にかかる意見

	主な意見	改善点等
業務継続の判断	管理者として判断するのは難しい。	・安全側で判断するとともに、必要に応じて維持管理受託者等と災害時の点検体制の構築を検討。
用語の定義	「建物全体」と「建物外部」の区分が不明確。	・用語の定義が曖昧な事項については、報告要領等の表現の見直し等により対応。
	「人的被害」の対象範囲が不明確。	

■報告手段等にかかる事項

	主な意見	改善点等
報告手段	庁舎全壊の場合、どのように報告すれば良いか。	情報共有ルールとして検討。
平常時の備え	PCが使用できないことも想定した平時の備え(様式を紙媒体でも常備を義務化等)にかかる規程が必要ではないか。	
写真の送付	データ容量等、写真送付の要領が必要ではないか。	

【官庁営繕の応急対策活動の目的】

“災害応急対策活動を支える拠点機能の確保”と“官庁施設に起因する人的・物的被害の拡大防止”に資する

- ・限られた職員、時間、通信手段で効果的に目的を達成する。
- ・施設管理者の負担軽減(優先対応施設以外について)

被災情報把握、使用可否判断、応急措置の助言等を優先的に行う施設(「優先対応施設」)を設定

優先対応施設(例)

- ・防災拠点となる災害応急対策活動に必要な施設
- ・危険物を貯蔵又は使用する施設や避難所となる施設

その他施設

- ・優先対応施設以外

■ 応急対策活動期における官庁営繕の対応

	優先対応施設	その他施設
被災の有無とその状況の把握	<ul style="list-style-type: none">・施設管理者から報告を受ける・<u>被害の有無の悉皆確認</u>をする・必要に応じて<u>問合せ</u>や<u>現地調査</u>を行う	<ul style="list-style-type: none">・施設管理者から報告を受ける・<u>被害の有無の悉皆確認</u>はしない
使用可否判断や応急措置に係る助言	<ul style="list-style-type: none">・優先的に実施する	<ul style="list-style-type: none">・要請があれば可能な範囲で実施する・被害が重大なら優先的に実施する

※応急対策活動期後は、復旧・復興に向け、対象施設を区分せず予算要求等に必要な現地調査等を行う

各省各庁へのアンケートにおける主な意見と対応について

○優先対応施設とその他施設の区分け(案)

優先対応施設は、「国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準」(国土交通省告示第2379号、最終改正平成25年3月29日国土交通省告示第309号)別表(1)～(11)に規定する施設(構造体の耐震安全性の分類がⅠ類又はⅡ類の施設)を元に設定。

○アンケートの実施

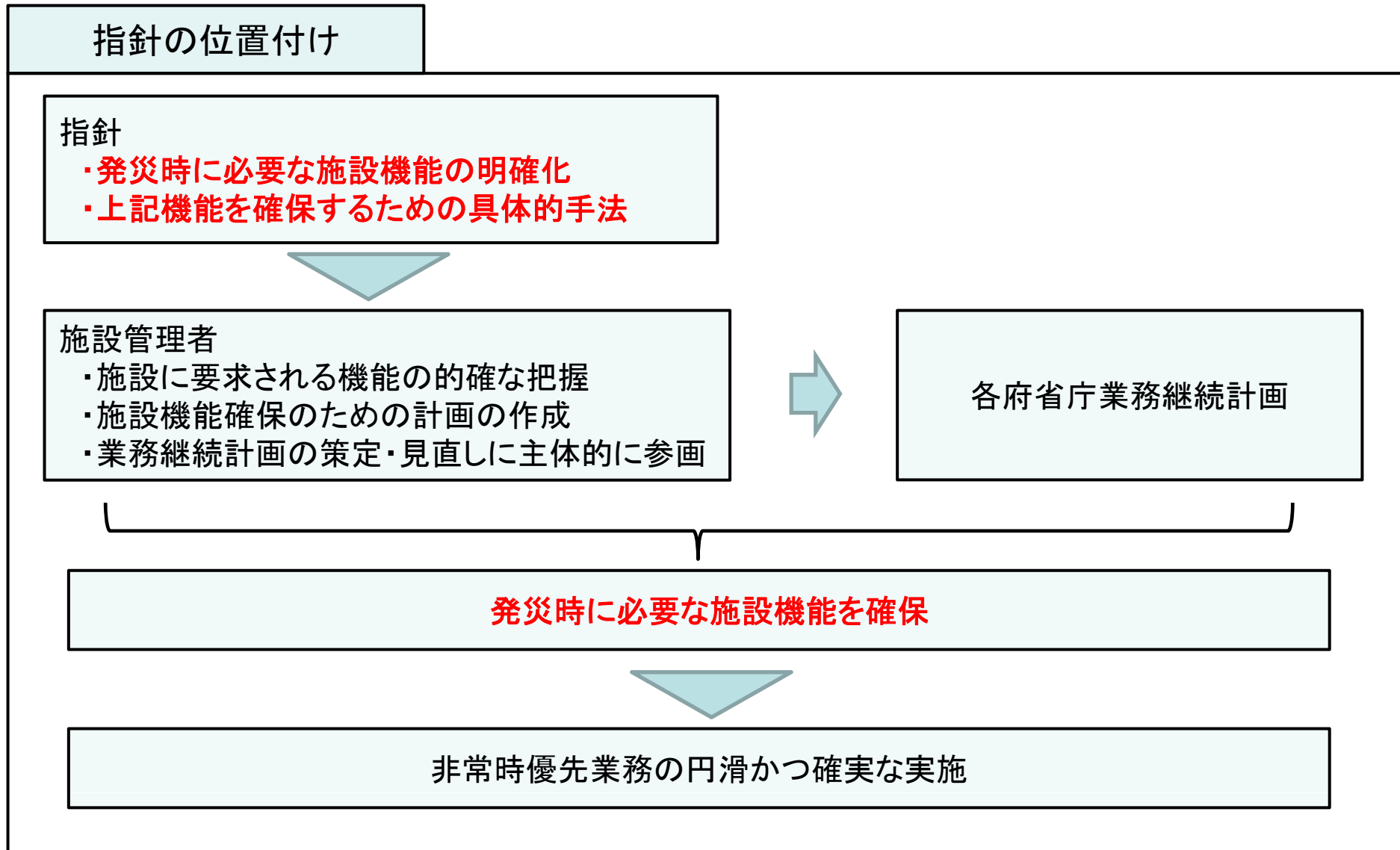
- ・上記の区分け(案)等について、各省各庁に対してアンケートによる意見聴取を実施。
- ・主な意見を以下に抜粋。(実施方法は資料2と同じ)

○主な意見

- ・優先対応施設の範囲を拡大されたい。
- ・理由 ①本省施設のバックアップ施設として位置づけている施設のため
②各機関の固有の事情により災害時の機能維持が必要な施設のため

○対応案

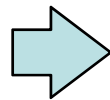
- ・各省BCPにおける位置づけを確認の上、個々に判断。



「業務継続のための官庁施設の機能確保に関する指針」における 発災時チェックシート改定等の方針

指針改定の概要

東日本大震災



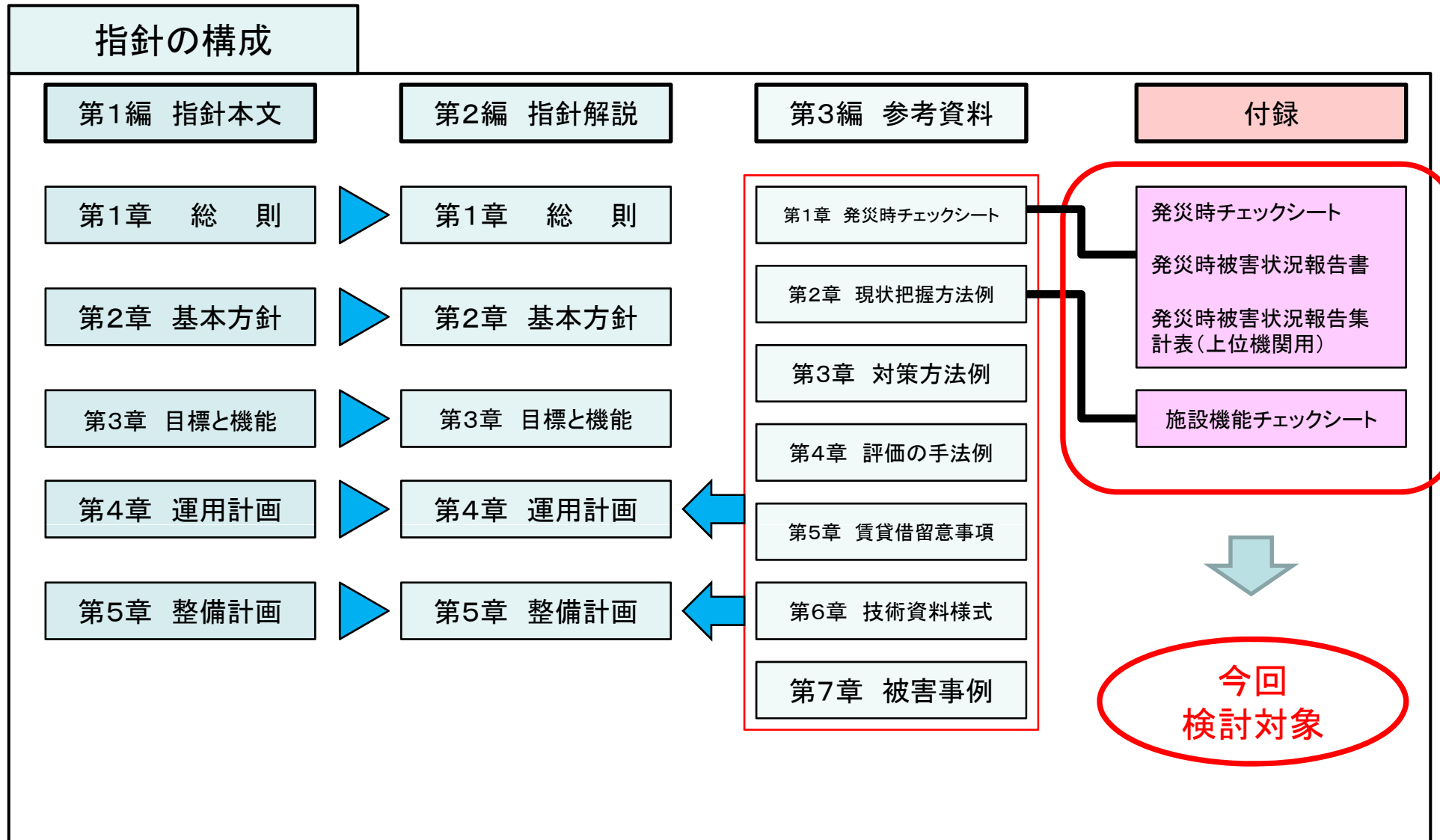
現行指針
(平成22年3月)

本指針において想定する
基本的な対象事象は
「**地震**」とする。

改定指針

「**地震、津波**」等の災害事象に
対応。

「業務継続のための官庁施設の機能確保に関する指針」における 発災時チェックシート改定等の方針



「業務継続のための官庁施設の機能確保に関する指針」における 発災時チェックシート改定等の方針

チェックシート等の見直し

現行

- ・発災時チェックシート（発災直後の活動時系列に対応した点検確認項目をまとめたもの）
- ・発災時被害状況報告書（上位機関等への報告様式）
- ・発災時被災状況報告集計表（上位機関等での集計表の様式）
- ・施設機能チェックシート（平常時に施設管理者が施設機能の現状把握を行うことにより、発災時の被災状況の速やかな確認等を可能とするもの）



見直し方針

- ・対象とする災害事象の拡大（地震→地震・津波等）に伴う項目の追加等
- ・発災時被害状況報告書・チェックシートについて、被災状況報告書様式と共通する項目の整理
- ・発災時チェックシートの確認事項や報告様式の記入内容の説明資料の作成
- ・発災時の施設機能確保等のための支援ツールとして、より使い易くするために発災時チェックシート等の構成の一部見直したものを追加

「情報共有ルールの検討方針 骨子(案)」

1. 被災情報の共有の目的

2. 情報共有のための平時の準備

- 1) 最新の施設情報の確認・共有【施設管理者・営繕】
- 2) 発災時における施設管理者による
点検内容と点検体制【施設管理者】
- 3) 情報伝達窓口等の相互確認【施設管理者・営繕】
- 4) 共有情報のデータバックアップ【営繕】

3. 発災時における各施設の被災状況の報告

- 1) 報告対象
- 2) 報告時期
- 3) 報告事項
- 4) 報告手段
- 5) 送付先

4. 発災時における施設利用の留意事項等の伝達

- 1) 送付先

<その他、以下の資料を参考として添付予定>

- ・様式1、様式2、伝達フロー体系図等

検討のポイント

- ・管理官署がⅢ類官署で、Ⅰ、Ⅱ類官署が入居している合同庁舎における夜間・休日の情報連絡体制
- ・毎年度、定期的に情報共有ルールの相互確認(既往の連絡会議等を活用)

- ・災害の種類や程度に応じた「優先対応施設」の考え方
(全ての災害で優先対応施設を設定する必要はないのではないか)

- ・あらかじめ報告の目安となる時間や条件の設定

- ・様式2に添付する写真の送信時の取扱(提出方法、データ容量、ファイル形式、ファイル名の設定等)
- ・インターネットメールによる報告が困難な場合の報告内容

- ・多重化(1対N)による情報共有先の拡大
- ・人事異動によらない報告先の設定

官庁施設の被災状況に関する情報収集等効率化検討会 設置規約

(趣旨)

第1条 官庁施設の被災状況に関する情報収集の効率化等の検討を行うにあたり、有識者からの意見等を踏まえたとりまとめを行うために、官庁営繕部に「官庁施設の被災状況に関する情報収集等効率化検討会」（以下「検討会」という。）を設置する。

(委員)

第2条 検討会の委員は、別紙の掲げる者とする。
2 検討会の委員は、必要に応じて追加を行うことができる。

(座長)

第3条 検討会には座長を置く。
2 検討会の座長は、検討会に属する委員の互選により選任する。

(検討会の議事)

第4条 検討会の議事は原則として非公開とする。
2 検討会の議事概要については、検討会終了後速やかに作成の上、内容について委員に確認を得た後、国土交通省ホームページにおいて公開する。
3 検討会の会議資料については、会議後、速やかに国土交通省ホームページにおいて公開する。
4 前2項の規定にかかわらず、検討会において特に必要があると認めた場合は、議事概要及び会議資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

(参考人の出席)

第5条 検討会は、座長が必要と認めるときは、参考人を招いて意見を聞くことができる。

(守秘義務)

第6条 検討会委員及び参考人は、検討会を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第7条 検討会の事務局は、国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課に置く。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長がこれを定める。

附則

- 1 この規約は、平成25年11月25日から施行する。
- 2 第1条及び別紙の改正は、平成26年10月1日から適用する。

官庁施設の被災状況に関する情報収集等効率化検討会
委員

池田 芳樹	公益社団法人 日本ファシリティマネジメント協会	専務理事
濱谷 規夫	一般社団法人 電気通信事業者協会	企画部長
本多 敦	一般社団法人 電気設備学会	副会長
宮村 正光	工学院大学建築学部まちづくり学科	教授

五十音順